

公募型プロポーザル方式による

阿久根市栽培漁業センターの譲渡等に関する事業者募集要項

鹿児島県阿久根市
令和5年10月

目 次

1	募集の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	譲渡等の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	応募者の参加資格要件	・ ・ ・ ・ ・ 4
4	応募の手続	・ ・ ・ ・ ・ 5
5	譲渡等候補者の審査・選定	・ ・ ・ ・ ・ 9
6	その他	・ ・ ・ ・ ・ 10
7	問合せ先及び提出先	・ ・ ・ ・ ・ 11

1 募集の趣旨

阿久根市栽培漁業センターは、種苗生産施設として平成2年4月1日に開設され、経済価値の高い水産資源確保・育成を目的にアカウニ、アワビ、ヒラメなどの人工種苗の生産及び放流に取り組んできました。

しかしながら、施設開設から30年以上が経過し、施設利用における一定の目的を達成したこと、また、経年劣化による施設の老朽化が激しく、施設補修費及び維持に多額の費用負担が発生することなどを理由に令和4年度をもって施設運営を終了しました。

今後におきましては、種苗生産施設としての活用を基本とし民間の創意工夫を最大限発揮した有効な利活用を図り、本市の水産業振興に寄与いただける民間事業者に対し、栽培漁業センター施設の譲渡等を行うこととします。

つきましては、この趣旨を理解いただき、民間事業経営のノウハウや発想を生かした施設運営を実現する事業者の候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため募集します。

2 譲渡等の概要

(1) 譲渡等の区分

次により、市が所有する財産の無償譲渡及び有償貸付け（以下「譲渡等」といいます。）をします。

所在地	財産の種類	譲渡等の区分
阿久根市西目 2470番地	建物（附属設備を含む。）及び車両その他物品	無償譲渡
	土地	有償貸付け

(2) 財産の内訳

① 建物

施設名	完成年度	構造	面積	摘要
管理棟	昭和60年	鉄骨ALC造	180㎡	事務室、研究室、会議室、宿直室等
作業棟	昭和60年	鉄骨スレート造	300㎡	恒温室、珪藻培養室、アワビ親貝水槽（FRP 3㎡10面）
ワムシ棟	昭和60年	鉄骨スレート造	510㎡	ワムシ槽（20㎡4面、25㎡2面、30㎡2面） 計測室

ボイラー室	昭和60年	ブロック造	13.7㎡	温水ボイラー (250,000kcal/h)
ヒラメ棟	昭和63年	鉄骨スレート造	608㎡	ヒラメ槽 (5.4㎡8面) ガザミ槽 (100㎡4面)
ボイラー室	昭和63年	鉄骨スレート造	30㎡	温水ボイラー (350,000kcal/h)
ヒラメ中間育成棟	平成4年	木造平屋造	272㎡	中間育成槽 (9㎡12面)
屋外水槽	昭和61年	鉄筋コンクリート	300㎡	ナノクロロプシス培養槽 (75㎡4面)
	昭和61年	FRP		アカウニ水槽 (9㎡12面)
	昭和62年	FRP		アワビ水槽 (12㎡28面)
	昭和63年 平成10年	鉄筋コンクリート 鉄骨スレート造	30㎡ 747㎡	親魚水槽 (70㎡1面) アワビ槽屋根
受変電室	昭和61年	鉄骨スレート造	30㎡	全自動発電機 (70KVA 1台)
ポンプ室	昭和61年	鉄筋コンクリート	60㎡	取水ポンプ (11kw 5台、7.5kw 1台) ブロー (7.5kw 1台、5.5kw 1台) (3.75kw 1台) 送水ポンプ (3.75kw 1台) 真空ポンプ (1台)
ろ過槽	昭和60年	鉄筋コンクリート	30㎡	サイホン式自動逆洗式急速ろ過機 (70㎡/h)、貯水槽 (100㎡)
	平成元年	FRP		急速ろ過機 (80㎡/h) 2系
取水施設	平成元年			取水井戸 (φ3.3m) 導水管 (φ80cm、380m)
機材倉庫	平成元年	鉄骨スレート造	250㎡	機械、器具、材料格納
車庫	平成元年	鉄骨スレート造	34㎡	

※ 建物に附属する設備を含みます。

経年劣化により補修等の必要な施設・設備等がありますが、現状で譲渡しますので、補修については、譲渡を受けた事業者において必要に応じて行っていただくこととなります。

② 車両その他物品

車両1台（フォークリフト）のほか、詳細については、現地見学会において御確認ください。

③ 土地

地 目	面 積
宅 地	15,254.32㎡

※ 貸付料については、阿久根市財産規則（平成19年阿久根市規則第12号）第22条第1項の規定により、原則として、前年度の固定資産評価額に100分の4を乗じて得た額とされています。

(3) 譲渡等の条件

① 運営に関すること

ア 水産資源の種苗生産のために施設を活用することとし、譲渡等の日から少なくとも10年間は種苗生産事業を行うこと。

イ 施設の周辺住民と良好な関係を築くこととし、周辺環境に悪影響を与えないこと。

ウ 事業を廃止する場合は、事業者の責任で施設・設備・物品の処分をすること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所に供しないこと。

② 財産に関すること

ア 譲渡する財産は、現状で譲渡するものとし、隠れた瑕疵については、市は一切の責任を負わない。

イ 事業を実施する上で譲渡する財産の必要な修繕及び改修工事は、事業者の責任において行うこと。

ウ 譲渡する財産のうち建物については、譲渡後、事業者において速やかに所有権移転登記を行うこと。

エ 譲渡された財産は、譲渡の日から10年間は、第三者へ譲渡し、又は貸付けをしないこと。ただし、やむを得ない理由により、市の承認を受けた場合は、この限りではない。

オ 土地の貸付期間は、貸付けの日から10年間とする。ただし、期間満了後に更新することを妨げない。

カ 貸し付ける土地の形状の変更又は新たな施設等の建設若しくは設置を行う場合は、あらかじめ市と協議し了承を得ること。

(4) 譲渡の手続

① 国等の承認

譲渡する財産には、国や県の補助金を活用して整備したものがあり、一部の施設については、譲渡に当たって国等の承認を得る必要があります。

現在、この承認を得るため、県を通じ国と協議を行っていますが、財産の譲渡については、この承認があった後に必要な手続を進めることとなります。

② 議会の議決

譲渡するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、阿久根市議会での議決が必要となります。

このことから、①の承認があった後、事業者と譲渡に関する仮契約を締結して、譲渡に関する議案を議会に提案し、市議会の議決により仮契約が本契約となり譲渡が決定されます。

この場合において、市議会の議決が得られないときは、この要項に基づく譲渡を受ける事業者としての決定が無効となり譲渡できませんので、あらかじめ御了承ください。

(5) 譲渡等の時期

譲渡及び貸付けの時期は、令和6年4月1日を予定していますが、(4)の手続により変更となる場合があります。

3 応募者の参加資格要件

(1) プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の条件を全て満たす事業者（法人に限る。）とし、事業者の主たる所在地については、国内であれば、市内・市外を問いません。

なお、複数の法人により構成されるグループでの参加はできません。

- ① 2の(3)の譲渡等の条件を遵守できる事業者であること。
- ② 種苗生産事業に係る事業実績がある事業者で、施設を有効に活用し、事業を安定的に行うことが期待できること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④ 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。

4 応募の手続

(1) 主なスケジュール

譲渡等に関する主なスケジュールは、次のとおりです。

番号	内 容	予 定 時 期
1	募集要項等の公表	令和5年10月27日（金）から 令和5年11月15日（水）まで
2	現地見学会の開催	令和5年11月6日（月）
3	質問の受付期限	令和5年11月8日（水）
4	質問に対する回答	令和5年11月9日（木）
5	参加資格確認申請書の受付期限	令和5年11月15日（水）
6	参加資格の確認通知、参加要請	令和5年11月20日（月）
7	提案書等の提出期限	令和5年11月30日（木）
8	プレゼンテーション（審査）	令和5年12月8日（金）
9	選定結果の通知・評価の公表	令和5年12月11日（月）
10	仮契約書の締結	令和5年12月中旬 （国等の処分承認後）
11	事務・業務の引継ぎ準備期間	令和6年1月頃（3か月程度）
12	本契約書の締結	令和6年3月下旬 （市議会の議決後）
13	事業開始	令和6年4月以降

※ 10番以降のスケジュールは予定であり、変更となる場合があります。

(2) 現地見学会の開催

次のとおり現地見学会を開催します。

参加を希望される場合は、期日までに以下申込先へ、法人名、参加者の氏名、所属、部署名、電話番号を明記の上、電子メールでお申込みください。

なお、メールの件名は【現地見学会申込】としてください。

申 込 期 限	令和5年11月2日（木）午後5時
---------	------------------

申 込 先	阿久根市水産林務課水産係 (E-mail:suisan@city.akune.kagoshima.jp)
開 催 日	令和5年11月6日(月)午後1時30分
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業者につき3名以内の参加とします。 ・ 参加は、応募の必須要件ではありませんが、応募を予定されている事業者は可能な限り参加してください。

(3) 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次により質問書を提出してください。

受 付 期 限	令和5年11月8日(水)正午
提 出 書 類	質問書(第2号様式)
提 出 方 法	電子メールで行うこととし、電話等による口頭での問合せには対応しません。
提 出 先	阿久根市水産林務課水産係 (E-mail:suisan@city.akune.kagoshima.jp)
回 答 期 限	令和5年11月9日(木)午後5時
回 答 方 法	質問書に記載したメールアドレス宛にメールで回答します。 また、現地見学会への参加者にもメールで通知するとともに、市ホームページにも掲載します。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問した事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、質問及びその回答を公表します。 ・ 回答の公表をもって募集要項等に対する疑義等の補完、追加又は修正とします。

(4) 参加申込み

この要項に基づくプロポーザルに参加する事業者は、次により必要書類を提出してください。

① 提出書類及び提出部数

番号	提出書類	提出部数
1	公募型プロポーザル方式参加資格確認申請書(第3号様式)	正本1部 副本1部
2	事業者の登記事項証明書	
3	公募型プロポーザル参加資格に関する誓約書(第4号様式)	

4	事業者の直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書その他財務状況に関する書類）（任意様式）	正本1部 副本9部
---	---	--------------

② 提出期限等

提出期限	令和5年11月15日（水）午後5時必着
提出先	〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 阿久根市水産林務課水産係
提出方法	持参又は郵送
その他	参加資格確認申請書提出後、辞退する場合は辞退届出書（第5号様式）を提出してください。

(5) 参加資格の確認通知及び参加要請

(4)の参加申込みがあったときは、参加資格を満たしている事業者であるか確認し、令和5年11月20日（月）までに確認結果を通知します。

また、参加資格を満たしている事業者については、確認結果の通知（第6号様式）と合わせてプロポーザルへの参加を要請（第7号様式）します。

(6) 提案書類の提出

市がプロポーザルへの参加を要請した事業者は、以下のとおり必要書類を提出してください。

① 提出書類及び提出部数

番号	提出書類	提出部数
1	提案書（鑑）（第8号様式）	正本1部 副本1部
2	事業計画書（任意様式） ※ 次の項目を必ず記載すること。 ア 法人の概要について （名称、所在地、基本理念・基本方針、事業実績等） イ 譲渡を希望する理由 ウ 施設で実施する事業の概要について （事業コンセプト、事業概要、事業スケジュール） エ 市が示す譲渡等の条件への対応等について ・ 種苗生産施設として活用することの具体策	正本1部 副本9部

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な展望 ・ 譲渡後の施設利用計画について <p>オ 実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制について ・ 地元住民の雇用計画について <p>カ 地域貢献活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献活動の具体策 	
3	事業収支計画書（任意様式）	
4	事業者の定款（複写可）	正本 1 部 副本 1 部
5	事業者の役員名簿（任意様式）	
6	法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類	

② 提出期限等

提出期限	令和5年11月30日（木）午後5時必着
提出先	〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 阿久根市水産林務課水産係
提出方法	持参又は郵送
失格事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類の提出期限に遅れた者 ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された書類の返却は行いません。 ・ 書類等の作成及び提出に要する経費は、全て参加者の負担とします。 ・ 提出期限後は、参加者の都合による提案書類の差替え及び再提出はできません。

(7) その他応募に係る留意事項

提案内容に係る著作権等の権利は、応募事業者に帰属します。ただし、提案書類について、譲渡等の候補となる事業者（以下「候補者」といいます。）の審査・選定、公表その他市が必要と認めるときには、市はこれを無償で使用できるものとしします。

5 譲渡等候補者の審査・選定

候補者の審査・選定は、阿久根市栽培漁業センター譲渡等に関する事業者選定審査会（以下「審査会」といいます。）で行います。

(1) 審査会による審査・選定方法

- ① 審査会において、事業者プレゼンテーションを求めるとともに、ヒアリング等を実施のうえ、提案書類の内容、プレゼンテーションやヒアリング等の結果により審査を行い、合計点数が最も高い事業者を候補者として選定し、それに次ぐものを次点者として選定します。
- ② 審査項目ごとの配点は、次の表の「評価基準表」のとおりとし、委員1人当たり100点満点とします。
- ③ 上位者の合計点数が同点となった場合は、「譲渡等条件への対応」、「事業実績」、「事業継続性」の順に評価点の高い事業者から上位者とします。
- ④ 候補者の選定に当たり、最低限必要な合計点数は全体の6割以上とします。

なお、審査対象事業者が1事業者となった場合でも審査は実施し、合計点数が全体の6割未満の場合は、候補者として選定しないものとします。

【評価基準表】

区分	項目	評価の視点・内容
利活用方針 (40点)	譲渡条件への対応	・ 種苗生産施設として活用することの具体策が明記されており、魅力的な提案となっているか。
	事業の具体性	・ 事業計画に具体性があり、実現可能なものであるか。
能力性 (30点)	事業実績	・ 譲渡条件への対応や事業の遂行に必要なノウハウを有しているか。また、類似案件での実績があるか。
	事業実施体制	・ 事業の実施体制は整っているか。また、事業スケジュールは適切であるか。
継続性 (20点)	事業継続性	・ 事業の継続性が見込まれるか。また、事業を実施する十分な資金力があるか。
地域貢献度 (10点)	地域貢献	・ 地元住民の雇用創出に貢献できるか。 ・ 地域貢献活動に積極的であるか。

(2) プレゼンテーション等（審査）

事業者による提案内容のプレゼンテーションを次のとおり行います。

日 時	令和5年12月8日（金） （開始時間については、候補者に追って連絡いたします。）
場 所	阿久根市役所二階大会議室（東側）
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ 会場の都合上、1事業者当たり2名以内の参加とします。・ プレゼンテーションは、スクリーンを使用して行います。・ プレゼンテーションは、「4の(6)の提案書類」を使用して行うものとし、追加の補足説明資料の配布及び投影はできないものとし、・ 市において、スクリーン、パソコン、プロジェクターは準備します。・ パソコンの操作は、事業者において行うこととします。・ 持ち時間は、プレゼンテーション（20分程度）と質疑応答（20分程度）を含め、40分程度とします。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案書類を提出した全参加者に文書で通知（第9号様式）します。また、候補者名について市のホームページで公表します。

(4) その他留意事項

- ① 提案書類について、情報公開請求が行われた場合は、阿久根市情報公開条例（平成13年条例第15号）に基づき、非公開情報を除き、公開します。
- ② 審査会の委員及び市の関係者等に対して、便宜の提供等を目的とした接触を禁じます。これに反する事実が認められた場合には、当該参加者は失格とします。

6 その他

(1) 譲渡等に関する契約等

候補者との間で協議を行い、2の(4)の手続を経て、譲渡等に関する契約を締結します。当該手続が得られず、契約に至らなかった場合においても、この要項に基づく公募に関し参加事業者が支出した費用については、市は補償しません。

また、譲渡等は、財産の現状で行うものとし、種類、品質又は数量が等に

ついて契約に適合しないものであっても、損害賠償請求又は契約の解除をすることができないものとします。

契約に要する費用及び譲渡後の財産に関する租税公課については、事業者の負担とします。

(2) 機器操作等の引継ぎ等

市は、譲渡等後の円滑な運営開始のため、必要に応じ、事業者と機器操作の引継ぎ等を随時行います。この場合において、発生する経費については、事業者の負担とします。

(3) その他

- ・ 土地の境界の復元については、事業者の責任で行っていただきます。
- ・ 事業を実施する上で必要な修繕、改修、更新その他の投資については、事業者の責任で行っていただきます。
- ・ この要項に定めのない事項は、市の条例、規則その他関係法令等の定めるところにより処理します。

7 問合せ先及び提出先

住 所：〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

担 当：阿久根市役所 水産林務課 水産係

電 話：0996-73-1162（直通）

E-mail:suisan@city.akune.kagoshima.jp